

COVID-19（新型コロナウイルス感染症） 対応とマイナンバー、マイナンバーカード、 公的個人認証

ひかり総合法律事務所パートナー弁護士

板倉陽一郎

いたくら

よういちろう



2020年2月以降のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の対応では、いくつかの場面でマイナンバー制度が話題となった。しかも、どちらかといえば不評であった。1

つは、10万円の特別定額給付金の給付にマイナンバー、公的個人認証を用いたことによる混乱であり、もう1つは、特別定額給付金の給付をめぐる混乱を踏まえた、預貯金口座にマイナンバーをひも付けようとする制度改正への批判である。本稿では、これらの混乱批判の原因を解説するとともに、いわゆる第

2波や、COVID-19にとまらない災害・国難への対応とマイナンバー、公的個人認証について展望を述べる。

マイナンバー、 マイナンバーカード、 公的個人認証

前提として、①マイナンバー（個人番号）②マイナンバーカード③マイナンバーカードのICチップを用いた公的個人認証と、本人確認機能の関係を整理しておこう。

①マイナンバー（個人番号）

「社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用^{（注1）}」され、「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」を図るために付番されている（マイナンバー法1条）。原則として、社会保障、税、災害対策に伴う、国や地方公共団体と国民の間の金銭のやり取りを、複数の機関の間で調整するための番号であり、番号自体で本人確認に用いるものではない。

② マイナンバーカード

カードの表面に4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と顔写真を、裏面にマイナンバーを記載する。これによって、目の前の本人がマイナンバーカードを提示し、4情報やマイナンバーを記載した場合には、顔写真と目の前の本人を照合することで本人確認を行うことができる(マイナンバー法16条、18条)。物理的なマイナンバーカードと目の前の本人の照合を前提とするので、オンラインでの本人確認には使えない。

③ マイナンバーカードのICチップを用いた公的個人認証

公的個人認証はマイナンバーカードのICチップに署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条及び22条)を格納して可能になる。公的個人認証が用いられる場面では、ICチップを読み取れる端末とマイナンバーカードを用い、オンラインで本人確認ができる。本人確認は、6〜15桁のパスワードの記憶によりなされる。ICチップがマイナンバーカードに含まれていることには、論理的な必然性はない。公的個人認証にはマイナンバー自体はまったく使われていない。

COVID-19対応①

マイナンバーカード、公的個人認証

— 特別定額給付金の マイナポータルからの申請

COVID-19対応で、あらゆる経済活動が自粛を強いられ、国民の現金収入が減少したこ
とへの対応として、2020年4月以降、国
税の支出で、市区町村を通じて特別定額給付
金(1人10万円)が給付されている。ここでは、
マイナポータルから、公的個人認証を通じた
申請が可能であるとされた。実際には、ここ
で用いられたのは、署名用電子証明書であつ
た。これにより、4情報付きの給付金申請が、
本人によりなされた、ということが市区町村
にはわかった。これにより、なりすましや改
ざんは防げる。しかし、特別定額給付金申請
は住民票の世帯単位で、世帯主が行うことにな
っており、振込先銀行口座を伴っていた。
これが致命的であった。公的個人認証は個人
単位であり、世帯主のマイナンバーカード内
の4情報は呼び出せても、住民票の世帯に属
する他の住民についての情報は手入力であつ
た。振込先銀行口座等も手入力(+通帳画像
送付)であった。必然的に、入力ミスは多発
する。署名用電子証明書を住民基本台帳と突
き合わせて、マイナポータルに送信すればよ

かったのか。特別定額給付金の給付業務は法
律上の業務ではないが、市区町村は、情報公
開・個人情報保護審議会等の答申を経て、住
民基本台帳は使えるような措置は採っていた。
しかし、署名用電子証明書のシリアル番号と
住民基本台帳の突き合わせができない。そう
いうテーブルがないのである。これを見越し
てJ-LIS(地方公共団体情報システム機
構)は利用者証明用電子証明書のシリアル番
号への変換も行ったが、住民基本台帳との突
き合わせができた市区町村は多くはなかった。
そうするとどうなるのか。目視である。マイ
ナポータルから送られてきた申請者の4情報、
世帯構成員の情報、振込先銀行口座の情報を、
目視で、住民基本台帳と照合して、10万円を
振り込んでいったのである。^(注2) こうしたことか
ら特別定額給付金の振り込みには多くの時間
を費やした。

COVID-19対応とマイナンバー

— 感染症法上の利用と、 今後の利用

それでは、マイナンバー自体を使えばよか
ったのか。国や地方公共団体との金銭のやり
取りは、マイナンバーが把握するところでは
ないのか。実は、感染症法の規定に基づく入
院患者の医療費負担(同法37条1項)等に関す

る事務には、住民基本台帳やマイナンバーが使える。具体的には、COVID-19の感染者を保健所が確認して把握する際や、他の国等からの給付との調整には、住民基本台帳やマイナンバーを利用することができるのである^(注3)。しかし、特別定額給付金関連業務は、法律上の根拠を有する業務ではなく、ひいては、マイナンバー法で定められた、マイナンバーを用いたり、マイナンバーにより情報連携できる業務ではないため、これにマイナンバーを用いることはできない。

預貯金口座に対するマイナンバーの付番の義務化については、COVID-19対応以前から、総務省が意欲を示していた^(注4)。税制調査会も、2014年段階で、金融資産課税のためにマイナンバーを預貯金口座に付番するという意向を隠してすらいない^(注5)。前述の特別定額給付金のマイナンバーを通じた申請が混乱を引き起こしたのは、すでに見たように、単に市区町村が振込先銀行口座等を把握していなかったということだけが原因ではないが、振込先銀行口座等が把握できる方が、給付がスムーズなのは間違いない。そこで、今回のような特別定額給付金を「特定給付金等」と定義し、マイナンバーに振込先銀行口座等の「口座名簿情報」をマイナンバー付きで、任意で登録させることで、特定給付金等のスムーズな給付

を行うことを想定したのが、自民・公明・維新の共同提案による「特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案」(第201回国会衆議院第19号)である。残念ながら成立に至らなかったが、総務省はさらに、振込先銀行口座等の国への登録を義務化することを考えている^(注6)。

今後の展望

前述のように、金融資産課税への意欲が見え隠れするなか、マイナンバーを預貯金口座に付番するということは、安易に国民の資産が把握されるのではないかとという疑念が抱かれてもやむを得ない面がある。実際には、給付のための口座の金融資産は空っぽでも許されるであろうし、源泉徴収を伴う証券取引等の口座はマイナンバーとのひも付けがすでに義務付けられているので、新たに把握される資産というのはそう多いものではないだろう。しかしながら、国自体が振込先銀行口座等の登録を義務化しようとすれば、金融資産課税への意欲と結び付けて理解されることは避けられない。マイナンバーは、本来は、国や地方公共団体と国民の間の金銭のやり取りを把握し、公正な給付と負担の役割を担うものである。そのような、プッシュ型の給付の制度構築の実績があれば、振込先銀行口座等の登

録が義務化されても、国民は納得するであろう(マイナンバー法附則6条5項は給付付き税額控除に言及する)。しかし実際は、特別定額給付金のような特別な給付は(前述の議員立法案を除けば)法律上の根拠を有さず、必然的にマイナンバーが用いられない。これは、災害の際の義援金も同じである。毎回、給付方法で混乱し、そして、毎回、差押禁止の特別法を国会で議論することになる。COVID-19の第2波か、自然災害か、いずれにせよ、次の国難において特別な給付を行う機会は必ずある。マイナンバー制度の趣旨に立ち返り、公正な給付と負担のための制度構築、そのための情報・金銭の流れの把握から、議論がなされるべきである。

(注1) <https://www.cao.go.jp/bangosuido/serido/index.html>

(注2) その他、混乱の分析については浅川直輝「10万円のイン申請は『失敗』だったのか?自治体を混乱させた本当の要因」日経タロステック/日経コンピュータ 2020年6月9日 [\(注3\) 内閣府大臣官房番号制度担当室他「新型コロナウイルス感染症に係る感染症法の規定に基づく入院、入院患者の医療等に関する事務における個人番号及び住民基本台帳ネットワークの利用について」\(令和2年5月1日事務連絡\)](https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00139/060500068_及び_補正憲「特別定額給付金」何が問題か、今後どう改善すべきか「情報処理61巻8号」2020年7月9日参照</p>
</div>
<div data-bbox=)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627456.pdf>

(注4) 高市総務大臣閣議後記者会見の概要(令和2年1月17日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken_01kohoo01_02000879.html

(注5) 税制調査会第4回マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ(2014年4月8日)論点整理

(注6) 高市総務大臣閣議後記者会見の概要(令和2年6月9日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken_01kohoo01_02000921.html